

第 22 回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 7 年 4 月 7 日 午後 1 時 27 分～午後 2 時 19 分

場 所 東庁舎 3 階 301 号室

出 欠 者 出席者 14 名 欠席者 2 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 専決処分について

報告 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の青年等就農計画の認定について

報告 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定について

報告 第 4 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について

報告 第 5 号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について

報告 第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 19 条第 8 項の規定による地域計画の送付について

議案 第 1 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画の所有権移転について

議案 第 2 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画について

議案 第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 第 6 号 最適化活動の目標の設定について

議案 第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る標準処理期間の設定について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（14名）

1 番	松永 博視	2 番	富安 春二
3 番	吉武 正悟	4 番	鶴田 清
5 番	田島 雅弘	6 番	河原 努
7 番	溝口 弘之	8 番	中村 伸秀
9 番	下川 一馬	10 番	中村 勇次
11 番	城戸 孝行	12 番	井寺 知江子
14 番	成清 輝美	15 番	岡本 義照

欠席委員（2名）

13 番	下川 隆稔	16 番	近藤 茂
------	-------	------	------

出席事務局職員

事務局長 井 上 浩 二
課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後 1 時 27 分 開会

○事務局

お時間前ですけど、皆さんお揃いですので始めていきたいと思います。議長の方からご挨拶をお願いします。

○議 長

皆さん、こんにちは。（こんにちは。）大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今から第22回の農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は16番の近藤会長と13番の下川隆稔委員さんが欠席でございます。私の方で議事を進めさせていただきます。次に、注意事項でございます。効率的な審議となるよう事務局からの説明は簡潔をお願いします。また、発言される方は議長の許可を得てから議案の審議に必要なものを簡潔にし、議案の審議に影響の無いご質問につきましては最後の協議事項の際にお願いを致します。

本日の議事は報告事項が6件、議案7件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願い致します。

次に議事録署名人の指名を行います。本日は1番の松永博視委員、14番の成清輝美副会長をお願いします。

それでは、報告事項に入ります。報告第1号について事務局からの説明をお願いします。

○事務局

議案書の1ページをご覧ください。

報告第1号 専決処分について

でございます。

筑後市農業委員会会長専決規定第2条第1項により職員の任免について次のとおり専決処分したいので、同条第2項により報告いたします。表をご覧ください、職名、事務職員、近藤君枝、令和7年4月1日、市長事務局への出向を命ずる、同じく職名、事務職員、鈴木修平、令和7年4月1日、農業委員会事務局勤務を命ずる、同じく、職名、事務職員、藤川和宏、令和7年3月31日、農業委員会事務局兼務を解くでございます。職員が挨拶に来ておりますので、入室を許可いただけますでしょうか。

(はい) それでは入室をさせます。(名簿の順に職員入室、各自より挨拶)

○議長

それでは、報告第2号について、事務局からの説明をお願いします。

○事務局

議案書2ページをお願いします。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の青年等就農計画の認定について

でございます。

新規の認定者、就農者のご紹介でございます。今回は、3経営体、5名の方です。認定番号6の1、____さん、____さん、ご夫婦で目標とする経営規模はイチゴ19a、続きまして、認定番号6の2、____さん、____さん、ご夫婦で目標とする経営規模はナス18a、続きまして、認定番号6の3、____さん、目標とする経営規模はナス15a、認定日は、いずれも令和7年3月1日となっております。令和7年3月1日現在の認

定新規就農者の方は15経営体となっております。ここで新規就農者の方がご挨拶に来てありますので、入室を許可いただけますでしょうか。（はい。）～3者より挨拶～

○議長

それでは、引き続き報告第3号から6号について続けて事務局からの説明をお願いします。

○事務局

議案書の3ページをご覧ください。

報告第3号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定について でございます。

今回は、認定農業者の方、再認定がまずあります。6の14で_____さんと_____さんで折地でトマト28aということで、以下ご参照いただきたいと思います。再認定ということでございます。続きまして、4ページをお願いします。4ページは区分の変更という形になっております。1番最初の認定番号5の1_____さん、_____さん親子です。何が変わったかという右側に変更と書いてあって、機械・農業生産施設の追加とかということになっております。以下すべて法人さんになります。法人さんは機械の追加を予定されてあったり、代表者の変更とかが主になっております。一番下のところ県知事認定になります。これは、県の認定ですから筑後市と県の他の市町に耕作地とかあるということでございます。こちら法人_____が代表者の変更と機械の追加が予定されているというところでございます。一番下に今回の認定件数が書いてあると思います。右側が3月1日現在の認定農業者数を書いているところでございます。報告第3号は以上でございます。

○事務局

続きまして、5ページ報告第4号になります。

報告第4号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用解約について でございます。

第1項を説明いたします。次のページまでありますが第1項を説明いたします。第1項、所在野町、田1筆、面積1,271㎡、解約事由が転用のためでございます。解約後については22ページの第5項、第5条転用でご説明いたします。以降については、関連のページがある場合は備考欄に記載していますのでご確認をお願いいたします。説明は以上です。

○事務局

続きまして、議案書の7ページをお願いします。

報告第5号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について でございます。

市内では、2件が営農型太陽光発電設備されていまして、第1項、所在蔵数、面積1,604㎡の内23.10㎡、この23.10㎡というのがいわゆる支柱とかそういった物の面積ということになります。申請人は一条の_____さん、一時転用で令和6年3月5日から3年間、作付け作物がさつまいもとなっております。作付け面積は、パネルの下部の面積で約400㎡、単収が971.2キロ、地域の平均的な単収の97.1%ということになっております。第2項、所在津島、面積5,408㎡の内4.77㎡、こちらの4.77㎡が支柱の面積ということになっております。申請人は_____、こちらも一時転用期間が令和4年11月から3年間ということですので、7年度の途中でまた申請があがってくるという形になります。作付けの作物は飼料用レンゲでございます。作付け面積は2,500㎡程度、単収2,700キロ、平均的な単収は135%ということできちんと両方取れておるといところでございます。こちらいずれも営農型の場合は平均的な単収の8割を下回りますと即、撤収をしなければならないということで厳しくされております。それぞれの委員さんに来ていただいたり、事務局の方で確認をしているところでございます。こちら報告は以上でございます。

続きまして、8ページご覧ください。

報告第6号 農業経営基盤強化促進法第19条第8項の規定による地域計画の送付について でございます。

先月、地域計画に対する農業委員会の意見徴収があり回答したところでございます。これに続きまして、各関係機関に意見徴収及び縦覧期間を経て地域計画と目標地図が公表されましたので、市は基盤法の規定より地域計画と目標地図を送付することになっております。

続きまして、9ページを開けてください。何を送付されたかという地域計画は先月お示ししました地域計画の案と目標地図の案ですね、案が取れまして、日付が公表の令和7年3月24日が入ったものが公告をした地域計画とそれと目標地図ということになります。説明は以上でございます。

○議 長

はい。ありがとうございました。報告事項を終わります。

次に、議案第1号を提案いたします。事務局の説明をお願い致します。

○事務局

はい。議案書10ページをお願いします。

議案第1号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画の所有権移転について

第1項、所在中牟田、折地、古島、地目田7筆、面積12,013㎡、渡人、大川市の____さん、こちらが推進機構への移転日が書いていますとおり令和7年5月26日、そして推進機構から最終的に受人、柳川市の____さんへの移転日は令和7年6月25日となっております。利用目的は米・麦・大豆、売買価格は合意により総額で____円です。こちらは、基盤整備をされた農地でございます。説明は以上でございます。

○議 長

議案第1号につきまして、質問のある方はどうぞお願いします。

○委 員（11番）

11番の城戸です。これは、大川と柳川になつとるけど、持ち主は筑後の方ですか。

○委 員（3番）

持ち主は大川の方です。

○事務局

大川の方ですね。

○委員（１１番）

大川の大橋といったらちょっと向こうの方ですか。

○委員（３番）

ほんな街中になってしまった。

○委員（１１番）

元々が筑後の人かなと思いましたので。

○議長

他にございませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第１号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第２号について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

１１ページをお願いします。

議案第２号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画について

でございます。

こちらの利用権は、１７ページまでございますが第１項を説明いたします。権利種別が貸借権設定、第１項、所在西牟田、地目田３筆、面積計 5,133 ㎡、利用権は賃貸借、貸人、大字西牟田の_____さん、それから大字久富の_____さん、借人が_____、利用目的は米・麦・大豆、借賃は反当り_____円、期間は４年４月でございます。こちらの集計の説明をいたします。１８ページをお願いします。左上の総計です。田が１９件、面積 52,235 ㎡、畑はございません。合計の１９件、面積 52,235 ㎡、新規・再設定の別では新規が１９件、通年期間借地の別では通年が１９件、小作料納入別では金納が１１件、物納が４件、使用貸借が４件となっております。右の貸借期間別です。１年が１件、５年が７件、１０年が６件、１３年が５件となっております。期間１年はお試しということで短い期間で設定しているということで伺っております。説

明は以上でございます。

○議 長

ありがとうございました。議案第2号について質問のある方はお願いします。

○委 員（11番）

あの一。2番目の利用目的のケールとは何ですか。

○事務局

青汁のケール。

○議 長

他にないですかね。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第2号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第3号農地法第3条について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

19ページをお願いします。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約売買、所在高江、地目畑3筆、面積計1,500㎡、渡人、大字富重の_____さん、受人、大字富重の_____さん、申請事由は受人の規模拡大のためでございます。作物はぶどう、売買価格は合意により反当り_____円でございます。

説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

二川校区の松永です。これはですね、受人の希望となっていますけど、渡人の希望でもあります。ぶどう畑ですね、ぶどうの単価が高こうなっと思います。以上で

す。ご審議方お願いします。

○議長

ありがとうございました。説明も終わりました。質問のある方はどうぞお願いします。質問ございませんかね。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第3号について許可することと賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、議案第4号農地法第4条について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書20ページをご覧ください。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について でございます。

今回1件でございます。第1項、所在新溝、地目畑1筆、面積1,591㎡、申請人は新溝の_____さん、申請事由は貸駐車場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の1ページです。県道八女瀬高線、_____から北に約150mの所で農地の広がり10ha未滿で第2種農地、令和3年10月許可ってところが_____さんという八女からこちら建てていただいたところでございます。こちら_____さん、製造業をされていますけれども事業拡大で従業員増員を計画されおまして今回、従業員駐車場が不足するとのことで50台分を計画されておるところでございます。説明は以上です。

○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

7番の溝口でございます。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。アグリスの駐車場ということです。ご審議の方よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。説明も終わりました。質問のある方はどうぞお願いします。質問ございませんかね。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第4号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第5号農地法第5条の転用について提案いたします。第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書21ページをご覧ください。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について でございます。

今回7件ございます。第1項、契約、使用貸借、所在前津、地目樹園地1筆、面積265 m²、貸人、前津の_____さん、借人、同じく前津の_____さん、親子になられます。申請事由は個人住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の2ページです。国道442号線_____北側約100mのところ、周囲を住宅で囲まれた農地で住宅連たんで第3種農地、原則許可になります。説明は以上です。

○議長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、第1項について質問のある方はお願いします。質問ないですかね。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約売買、所在前津、地目畑2筆、面積合計873㎡、渡人、長浜の_____さん、受人、福岡市南区の_____さん、申請事由は特定建築条件付売買予定地4区画となっております。場所の確認をお願いします。地図の3ページです。こちらは県道佐賀八女線からいうと_____のところで農地の広がり10haを超える農地で第1種農地ですけれども周辺に住宅があり集落接続により例外的に許可可能となります。また、_____さんは過半要件はクリアをされておるところでございます。土地の価格は総額で_____円、坪単価の_____円となっております。説明は以上でございます。

○議長

はい。ありがとうございました。担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

8番の中村です。事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしく願いします。

○議長

説明も終わりましたので、第2項について質問のある方はお願いします。質問ございませんかね。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約売買、所在蔵数、地目畑1筆、面積909㎡、渡人、蔵数の_____さん、受人、蔵数の_____さん、申請事由は駐車場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の4ページです。_____から北へ約150mのところ10haを超える広がりのある農地で第1種農地、敷地拡張が宅地部分の2分の1以内のため例外

的に許可可能となります。こちらは令和6年11月14日に農振除外が完了しております。土地の価格は_____円坪単価の_____円、この農地は以前から_____さんが草刈りなどをされていたということで、この金額で売買が成立したと伺っておるところでございます。説明は以上です。

○議長

ありがとうございました。担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

11番の城戸です。ここは元々草ばーばーになっていて、その後に埋め立てをされ、自分で整備されて駐車場にされるということになっております。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長

説明も終わりましたので、第3項について質問のある方はお願いします。質問ございませんかね。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第4項、契約使用貸借、所在上北島、地目田1筆、面積288㎡、貸人、上北島の_____さん、借人、同じく上北島の_____さん親子になられます。申請事由は個人住宅です。場所の確認をお願いします。地図の5ページです。こちら水田小学校の正確に言うと筑後南小学校に4月から変わりました。こちらの方_____のところで、上下水道2管2施設、上下水2管と筑後南小学校と近くに_____さんがありまして、住宅化が進んでいることで第3種農地原則許可というふうになります。説明は以上です。

○議長

第4項については、担当委員の方が欠席でございますので富安委員の説明をお願いします。

○担当委員

2 番の富安でございます。第 4 項について、内容については事務局の説明のどおりでございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議 長

ありがとうございました。説明も終わりましたので、第 4 項について質問のある方はお願いします。質問ございませんかね。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第 4 項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第 5 項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書 22 ページご覧ください。第 5 項、契約売買、所在野町、地目田 1 筆、面積 1,271 m²、渡人、野町の _____ さん、受人、久富の _____ さん、申請事由は共同住宅 1 棟 10 戸建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の 6 ページです。野町の _____ の倉庫とか駐車場のすぐ南側、_____ さんのご自宅がすぐ東側にあると思います。線路際になりますけれどもこちらの方に計画をされているところでございます。こちらの農地は 10ha 未満の農地で第 2 種農地、集落接続で北側の方に集落がありますので許可というふうになります。土地の価格は _____ 円、坪単価の _____ 円、説明は以上でございます。

○議 長

担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

2 番の富安でございます。第 5 項につきましては、内容については事務局の説明どおりでございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議 長

説明も終わりましたので、第 5 項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第 5 項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第6項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第6項、契約使用貸借、所在津島、地目畑3筆、面積合計334㎡、貸人、津島の_____さん、借人、八女市の_____さん、義理の親子になられます。申請事由は、自己住宅です。場所の確認をお願いします。地図の7ページです。_____のところで_____以内の農地は第3種農地になりますので、原則許可になります。説明は以上でございます。

○議長

ありがとうございました。担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

10番の中村です。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、第6項について質問のある方はお願いします。質問ないですかね。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第6項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第7項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第7項、契約売買、所在古島、地目畑1筆、面積187㎡、渡人、北九州市の_____さん、受人、古島の_____さん、申請事由は家庭菜園及び通路用地となっております。場所の確認をお願いします。地図の8ページです。こちらの場所につきましては、_____ぐらいのところで10haを超える広がりのある農地で第1種農地、敷地拡張により例外的に許可可能となります。敷地拡張につきましては、第3項でも説明したとおりで宅地の2分の1以内ならば例外的に許可可能となります。こちら元々空き家バンクの活用により、すでに_____さんはこちらの方の住宅にお住まいになっておられます。

令和7年2月17日に農振除外が完了しております。土地の価格は_____円、坪単価の_____円。説明は以上でございます。

○議 長

はい。ありがとうございました。担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

3番の吉武です。ただいまの事務局の説明のとおりでございます。審議の方よろしくをお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので、第7項について質問のある方はお願いします。質問ございませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第7項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第6号について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の23ページをご覧ください。

議案第6号 最適化活動の目標の設定等について _____でございます。

こちら、具体的にはこの3枚の表、令和7年度最適化活動の目標の設定等というのを準備してもらっていいですか。資料がいっぱいあるので下の方になっているかもしれませんが、こちらは、度々皆さまにお願いしている農地利用最適化活動の目標の設定ですね、活動の柱は主に3点、農地の集約、集積、それと遊休農地の解消、新規就農の促進、この3つが主になります。改めて、別表の目標設定の案をご覧ください。お題として令和7年度最適化活動の目標設定と（案）というふうになっています。これは別紙ですね、これに基づいて主な点を説明させていただきます。まず1番の農業委員会の状況ですね、現在の体制について書いておるところでございます。農業委員さんの数とか、2番が農地農家等の概要ですが農業センサスと経営体数については、

先ほどの認定のところで上げた数字になります。一番下のところですね、耕地面積ですけれども今年度の当初の面積は 1,910ha になります。端数処理がありますので単純に足したら合いませんけど、その前の年が 1,920 だったですから、まあ 10ha ずつ転用とかで減っているということでご理解をいただければと思います。

一枚捲ってください。実際の最適化活動の目標ですね、まず農地の集積ですね、こちらの現在の状況としまして 3 月末に農政課の方からいただいた資料によりますと集積の面積 1,461ha で、集積率は 76.5% でございます。昨年からすると 0.5% 増えたという形になつとります。昨年度の目標どおりばっちりですね、このとおりになっておるところでございます。目標とはいえ、そうそう集積が叶うわけではありませんので、1ha の集積面積を目標として年度末の 1,462ha を集積面積の目標としたいと、集積率の目標は令和 15 年度に 80% となっておりますけど、15 年度の目標になりますからあと年後か、農地の面積はおそらくまた 10ha 程度減るだろうというところで 1,900ha にしております。1,900ha を 1,462ha で割り戻しますと 76.9% になりますので、こちらを目標の数字にしたいと思います。(2) が遊休農地の解消でございます。皆さん方には、いろいろご指導等をいただいたり農地の所有者の方にいろいろ働きかけをしていただいて、今年度は 13.7ha が遊休農地の面積になっております。目標、②の目標ですけれどもこれは決まりの面積でございまして、令和 3 年度の数字を書かなければいけません。これは 5 年間で全部解消するということで 15ha を 5 年で割ると 3ha という数値目標になっております。黄色区分はありません。一番下のところ新規発生の遊休農地の解消ですね、こちらが令和 6 年度に発生した面積全部を上げなさいということになっていますので、1.2ha を挙げているところでございます。続きまして、3 枚目新規参入の促進でございます。新規参入者、先ほど来ていただきました 3 名の方ですね、いらっしゃいます面積は 0.5ha ということでございます。総会でも度々お願いをしておりますが、やはり空きハウス施設園芸が多ございます。空きハウスがですね、初期投資の段階でのネックになっておるようでございますので、皆様方の地域でちょっとやめられたとか、そういうのがありましたらですね、農業委員会事務局あるいは農政課の方にご連絡をいただければというふうに思います。空きハウスが出てきますと新規就農者の方に直結をするということですね、ご協力をお願いしたいというふうに思います。②のこの権利移動の面積、公表するというやつがなかなかちょっと同意は今のところ得られておりませんけれども一応、新規参入者の経営体

の数ではなくて、新規の就農者向けに自分の所を貸してもいいよ、というのを公表するという仕組みになっております。なかなかここ難しいところなんですけどね、こういうのがあるというのを覚えとってください。真ん中のとこですね、2番最適化活動の活動目標ですね、皆様方に毎月タブレットに入力していただいておりますが、今年もですね、これまでと同じ6日でどうかと月にですね、いうところで挙げております。ちょっとここが設定回数を3回と書いておりますがここ2回に訂正をしてください。

(2) のですね、3はないです、2にしました。前年度は3回しとりしましたが、ここは2回でいきたいと思います。例年8月から9月にかけての遊休農地の解消と11月頃に新規参入者の相談会があります。昨年度は溝口委員さんの方に就農支援センターの方にお出でいただきまして参加をいただいております。イチゴ農家さん方にこれまでの経験といろんな面でですね、お話をさせていただいて意見交換も重ねて参加をいただいたところでございますので、そういう形で新規就農者の方につきましては相談会とかあった時には、前まででは若い方がいいだろうというところで、青年の委員さんであります、川原委員さんとかにお願いをしておりましたが農政課の方から作物の関係で来ていただいた方がいいのではないかということになりましたので、そういう施設園芸とか合致するところで、また本年度も秋ごろにあると思いますからその時案内があった時は是非ご参加いただきたいというふうに思います。続きまして、一番最後の相談会への参加目標は先ほど言いました、参加回数はこれまで2回としておりましたけれどもなかなか回数的にですね、そういった意見交換の場がそうないとJAの地区センターであるやつは本当にうちが行ってお話する機会とか時間がないのですね実際、委員さんの方からお話を差し上げて欲しいですので1回ということにしました。また、先ほど言ったようによろしくお願ひしたいというふうに思います。議案第6号の目標の設定については説明は以上でございます。

○議 長

はい。ありがとうございました。議案第6号について、質問のある方はお願いします。質問ございませんかね。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第6号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第7号について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書24ページをご覧ください。

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請に係る標準処理期間の設定について
でございます。

農地法3条の第1項の標準処理期間を定めるということになっておりますので、今年度も前年度に引き続き30日ということで変更なしということでさせていただきたいと思います。ちなみに令和6年度は件数は47件で平均の処理日数は23日でしたので、このままでいかがかというふうに思っております。説明は以上でございます。

○議長

はい。ありがとうございました。議案第7号について、質問のある方はお願いします。ありませんですね。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第7号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

本日の案件はこれですべて終了致しました。これをもちまして第22回の農業委員会を閉会致します。引き続き協議、報告事項に入ります。

午後2時 19分 閉会